

令和8年度徳之島のアマミノクロウサギ等生息域における
持続可能な観光利用に向けたツアーの高付加価値化推進業務仕様書

1. 目 的

奄美群島国立公園は、「生命にぎわう亜熱帯のシマ～森と海とシマ人の暮らし～」をテーマに、平成29年3月7日に国内34番目の国立公園として指定された。本公園では、豊かで多様な自然環境と固有で希少な動植物からなる生態系と、人と自然のかかわりから生まれた文化景観を楽しむことができる。

中でも世界自然遺産に登録されている徳之島では、近年観光客数が増加しつつあり、生態系及び文化景観への影響を最小限に抑えるための実効性のある観光管理および徳之島でしか味わえない高付加価値な自然文化体験を実現できるアドベンチャートラベルの実装が急務となっている。特に、世界自然遺産地域緩衝地帯及びその周辺にあたる天城町当部集落近辺（以下、「当部地区」という。）は、島内外の観光客が気軽にアマミノクロウサギを観察できる場所として注目されている一方で、生息地の攪乱や交通事故、混雑による利用体験の質の低下、周辺集落とのトラブル、及びアマミノクロウサギによる農業被害等の問題が発生しており、アマミノクロウサギの観察に関するルールが検討されるなど、持続可能な体制づくりが求められている。

本業務では、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産登録地域」である徳之島の当部地区を中心に、アマミノクロウサギとの共生をテーマにした高付加価値なネイチャーポジティブツアー（以下、「NPツアー」という。）の造成を目的として、地域住民や観光事業者等の関係者との合意形成を図りながら、地域主体による観光モデルコースの検討を行う。これにより、唯一無二の貴重な自然環境の保全を前提としつつ、徳之島へのインバウンド誘客を見据え、自然環境を活かした感動体験の創出を目指すことを目的とする。

2. 業務履行期限

令和9年2月26日

3. 実施場所

鹿児島県徳之島地域

4. 業務内容

(1) 事前打ち合わせ及び業務実施計画書の提出

本業務の開始に当たり、環境省奄美群島国立公園管理事務所担当官（以下、「環境省担当官」という。）と1回程度打合せを行う（1回当たり2時間程度、オンラインを想定）。また、契約締結後7日以内に、スケジュール、実施方法等を含めた「業務実施計画書」を作成し、環境省担当官の了解を得ること。また、業務期間中に1回程度、業務終了前に1回、環境省担当官と打ち合わせを行う。打ち合わせの

方法についてはオンラインを想定するが、(2)のNPツアーのモデルコースの検討会に合わせて実施することも可能とする。

(2) NPツアーのモデルコースの検討

当部集落が実施しているアマミノクロウサギとの共生プロジェクトと連携した、高付加価値なNPツアーの内容の検討を行う。

NPツアーは、アマミノクロウサギとの共生に資する活動、徳之島及び当部集落の自然・環境文化など地域資源の魅力についての解説、エコツアーガイドが実施するナイトツアーを組み合わせた構成とし、地域住民やエコツアーガイド等の関係者の役割分担や連携の在り方、実施体制の構築を意識した内容すること。

また、内容の検討にあたっては、関係者を含めた打合せを実施する（業務期間中に1回、2時間程度、原則として対面とする）。打合せ後は、10日以内に記録をまとめ、速やかに電子ファイルにて環境省担当官に提出すること。

(3) 地域関係者における検討会の開催

(2)において検討したNPツアーについて、地域関係者、自治体職員及び観光関係者等(10名程度を想定)を対象に、実現性や満足度等を検証する検討会を実施する(1回、1日程度)。検討会は、①国内において参考事例となるような同様の取組等に関する勉強会、②NPツアーのモデルコース体験会、の構成とする。有識者1名を招聘し、①勉強会の講師及び②体験会の実施内容及び運営体制について専門的な助言を受けることとする。また、体験会では地域住民及びエコツアーガイド4名程度に案内役を依頼し、実際の運営を想定した形での役割分担や進行方法についても検証を行うこと。また、案内役及び有識者は環境省担当官と協議の上決定し、環境省規定に沿い謝金を支払うこと(日額謝金14,600円を想定)。有識者1名(鹿児島県在住を想定)については「国家公務員等の旅費に関する法律」、「国家公務員等の旅費に関する法律施行令」及び「国家公務員等の旅費支給規程」に準じて旅費を支給するものとし、案内役(徳之島在住を想定)への旅費の支払いは行わないものとする。なお、請負者において、体験会の実施にあたり、参加者の保険代等に係る事務作業を実施すること。

(4) モデルコース体験会後の意識調査の実施等

体験会の実施後には、モデルコースの魅力や課題点、観光商品としての活用可能性、妥当な価格設定、実施上の留意点等を把握するため、参加者を対象とした意識調査を実施すること。調査は、原則として電子メール等を用いて配布・回収するものとする。調査の結果を踏まえ、モデルコースの改善点を整理するとともに、継続可能なNPツアーとしての磨き上げや、将来的な商品化に向けた仕組みづくりの具体的な提案について、A4資料20ページ程度にまとめること。

(5) 報告書の作成

(2) から (4) の結果をとりまとめ、報告書を作成すること。

5. 成果物

(1) 報告書 (A 4 判 50 頁程度) 12 部

(2) (1) に係る電子データを収納した電子媒体 2 枚

報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。

提出場所：九州環境局沖縄奄美自然環境事務所徳之島管理官事務所

6. 著作権等の扱い

(1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権 (以下「著作権等」という。) は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。

(2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。

(3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等 (以下「既存著作物」という。) が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。

(4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。

(5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。

(6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

(1) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

(2) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

(3) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要

になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

- (4) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

8. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

- (2) 会議運営を含む業務

会議運営を含む業務にあつては、契約締結時におけるの国等による環境物品等の調達に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という）の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。

基本方針：<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>

- (3) 本業務を行うに当たって、入札参加希望者は、必要に応じて「令和 6 年度徳之島のアマミノクロウサギ等生息域における持続可能な観光利用と共生のあり方検討業務」に係る資料を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。

資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。

ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、「令和 6 年度徳之島のアマミノクロウサギ等生息域における持続可能な観光利用と共生のあり方検討業務」における情報セキュリティ保護等の観点から、掲示できない場合がある。

連絡先：環境省九州環境局沖縄奄美自然環境事務所 国立公園課（TEL:098-836-6400）

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。ただし、判断の基準を満たす印刷用紙の調達が困難な場合には、環境省担当官と協議し、了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針

(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

電子データの仕様については下記によるものとする。ただし、仕様書において、下記とは異なる仕様によるものとしている場合や、環境省担当官との協議により、下記とは異なる仕様で納品することとなった場合は、この限りでない。

(1) Microsoft社Windows10上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft社Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフトMicrosoft社Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・プレゼンテーション資料；Microsoft社PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・画像；PNG形式又はJPEG形式
- ・音声・動画；MP3形式、MPEG2形式 又はMPEG4形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDFファイル形式（PDF/A-1、PDF/A-2 又はPDF1.7）」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体はDVD-R又はCD-R（以下「DVD-R等」という。仕様書において、DVD-R等以外の媒体が指定されている場合や、環境省担当官との協議により、DVD-R等以外の媒体に格納することとなった場合は、この限りでない。）とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及びDVD-R等に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。